

大阪府受動喫煙防止対策懇話会

意見陳述書

2018年10月9日

大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会

会長 小林 芳春

今回の懇話会開催に際しまして、私たち大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会に、ヒアリングの機会を頂き、ありがとうございます。組合員の日常生活、将来にわたる経営に大きく影響する重大事案ですので、全力で、私たち事業者の実情を、説明させて頂きます。

私は、大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会の会長を務めております小林芳春です。私たち連合会は、大阪府下生活衛生 8 組合により、業界の健全なる発展と大阪食文化育成のため、組織された団体です。

◇まず、連合会としての基調意見を申し上げます。

・先日、成立いたしました国の改正健康増進法は、業界にとりまして、大変厳しいものであります。長期にわたり精一杯ご審議された結果であり、法令の精神を踏まえ、大阪における受動喫煙防止対策を推進するため、これまでにも増して全力で取り組んでいく所存であります。ですが、今回の上乗せ条例制定につきましては、反対いたします。その理由につきましては、以下にて、述べさせて頂きます。

・今日、私たち事業者が、まずやるべきことは、改正健康増進法の普及に努めることであると思っております。私たち事業者の使命は、府民だけではなく、旅行者にも配慮し、全国共通の法令である改正健康増進法をもって、他都市の手本となるべく受動喫煙防止対策を推進していくことです。官民一体となった速やかな改正健康増進法の普及こそが、最優先であると考えております。大阪府の条例につきましては、改正健康増進法の施行後において、その成果や課題を見極めた上で、議論する道筋が合理的であると考えます。

◇それでは、詳細につきまして、私たち事業者が感じている不安や懸念、また、お願いしたいこと、主に9項目に関して、意見を述べさせて頂きます。9項目については、お手元の資料1のとおりです。

◇まず、最初に、私たち事業者が大切にしている【事業者の経営自由】について述べます。

・お店の経営は、受動喫煙の問題だけではありません、お酒の提供条件、料理のカロリー表示の有無、塩分規制への配慮、いくらでも制限項目を設定することはできます。飲食店や旅館・ホテルも、民間の施設である以上、極力、経営者の知恵と判断に委ねることを基本に検討頂くことをお願いいたします。それが、喫煙者、非喫煙者、双方に対しても、顧客満足を高める一番の方法です。

・私たち飲食店は、お客様が何をお望みなのか、いつもどうすれば、お客様のご要望にお応えできるかと考えています。たとえば、家族連れお客様に沢山来ていただきたいと思えば、禁煙としますし、喫煙するサラリーマン層を掴まえたいと思えば、喫煙に重きを置きます、判断を誤ればお客様からそっぽをむかれ、売り上げが落ちるので、私たちも慎重に判断いたします。自己責任で、経営者が判断いたします。すべての店舗を、家族連れの禁煙スペックとすることが当然の様な議論をよくされますが、お店の場所や時間帯によっても、お客様の志向は大きく違っています。もちろん、どちらの店を利用するか、選択されるのはお客様です。行政機関と違って、飲食店は選択できます。店頭表示があれば、一層、お客様の望まない受動喫煙は、回避することができます。

◇次に、【国法との二重構造】に対して感じる疑問を申し上げます。

・今回の健康増進法の改正趣旨として、「経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる」と、厚生労働省により明記されております。上位法である国法におけるこの改正の趣旨・精神は、地方条例においても、尊重されるべきであり、これを損なわない範囲において議論すべきであると考えますが、いかがでしょうか。法律については、専門家ではありませんが、改正の趣旨まで変えてしまうことは、やりすぎであると考えます。今なぜ大阪に条例が必要なのかを明確にすべきです。東京が制定したから追随するのでしょうか？

・国政における長年の審議を経て、全国共通のルールが制定されました但、全国共通であることが何よりも合理的で、都道府県単位で、ルールが異なれば相当な混乱が予想されます。神奈川県、兵庫県において、条例が制定されておりますが、現地の同業者からは、地域限定の条例により相当な混乱を引き起こしたと聞いております。国法を普及させるだけでも、相当なエネルギーと時間が必要な中で、大阪府条例が加わるとさらに複雑なこととなり、さらに、浸透が遅れてしまうと思っております。訪日外国人客にとっても、非常にわかりにくく不親切な状況になります。

◇もっとも根拠がわかりにくいと思っておりますが、【規制の対象となる飲食店の範囲】について、意見を述べます。

・厚生労働省が、「望まない受動喫煙」の防止対策を促進していくとする姿勢は、私たち業界としても、受け入れざるを得ません。どこよりも、豊富な知見と情報をもっている厚労省が、改正健康増進法において、100 mと決めたことは、尊重すべきであると考えます。神奈川県や兵庫県が先行し

ている現実を考慮しますと、合理的な判断をされたと、私たち業界としましても納得しております。100 m²基準というのは、事業者の経済的負担を考慮しても、いち早く取組める施策であると思思います。いくら崇高な目標を掲げても、実現できなければ意味がありません。昨今の知事会見では、もっと小規模なお店にまで、規制の範囲を広げたい意向が報道されていますが、新たな科学的新事実もなく、何をもって、厚生労働省の判断した 100 m²を否定できるのでしょうか。現在、大阪府にて実施されておりますアンケート調査の成果を期待しております。

・改正健康増進法により、100 m²超のお店は、経営者の意思にかかわらず、飲食可能な喫煙席を設置することができません。なおのこと、100 m²以下の小規模店での喫煙機会は、維持されなければなりません。さもないと、街中、同じ様な店ばかりになってしまいます。

◇最も、経営に係わる【飲食店におけるマイナスの経済影響】について、述べます。お店の売上に与える影響については、私たち業界としましても、最も懸念する所です。

・資料 2 の株式会社富士経済による「外食産業における喫煙に関する意識調査」をご覧ください。株式会社富士経済は、2016 年 10 月に厚労省が公開した「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」が実施された場合の外食市場に与える影響を試算しています。これは、HP で公開されています。これ以外にも、各種様々な調査があることは承知しておりますが、サンプル数等、比較的、しっかりとした調査であると受け止めています。全国規模では、8400 億円、大阪府に限っても、650 億円の経済的損失があると試算しています。

・また、この他にも、経済影響があるという調査、ないという調査、両方が存在していることは承知しておりますが、私たちは、自分たちの経験をも含め、判断しているのであって、少なくとも、言えることは、全体としての合計数字ではなく、個々のお店毎を見れば、確実に、経済損害が発生しているお店が、相当数あるということです。店を禁煙にして、影響はなかったという調査も聞くことがあります、それは規制を推進しようとする方のデータであると考えます。そもそも影響がないと想定される店が、試行しているのであって、経済影響があるかもしれないと思われるお店では、そんな危ない試みは行いません。マイナスの経済影響を示す調査がある以上、取り返しがつかない軽々な対応はやめて頂きたいことをお願いしておきます。

◇これまで、連合会では、店内における受動喫煙防止対策として、取組んで参りました【喫煙環境ステッカー】についても、申し上げます。

・6 年前に府下の 20 団体と一緒に大阪府のご協力をいただき、大阪府受動喫煙防止対策推進協議会を立ち上げ、6 か国表示の喫煙環境ステッカーの普及活動に努めております。訪日外国人の方々にも分かりやすくお店を選択して頂くために準備した経緯があります。今日まで、十分な成果を上げることができたと自負いたしております。

・改正健康増進法では、掲出が義務化になっておりますので、さらに普及を進めることができます行政の責務だと考えております。喫煙可能な店舗には、未成年に対する立ち入り注意文言と施設の喫煙環境について、必ず表示されることになります。これにより、「望まない受動喫煙」は回避することができます。

・喫煙環境ステッカーはお金がかからず、すぐにでも始められる、「望まない受動喫煙」に対する実効性のある対策であると言えます。飲食店が順守することが困難な対策を数多く作るよりも、喫煙環境ステッカーを普及させることができます、最も効果的な対策であります。

◇次に、特に、行政部局の方々にも聞いて頂きたいのですが、【条例の推進と管理監督】について、意見させて頂きます。

・誰が、適正に運用されていることを管理監督されるのか。管理監督できないことは、決めないで頂きたいと思っております。管理監督が適正に行われないと公平公正さが著しく損なわれます。見つかった店舗だけが罰せられ、そこには公平性はなく、大きく普及していくものではありません。守られない条例ほど、みっともないものはありません。大阪府下には、12万店以上の飲食店がありますが、どのような仕組みで管理していくのか。大阪府は、どれだけの人員を割かれるおつもりなのか。大阪府は、自分たちが管理することを前提に、政策を考えて頂きたい、大阪府で管理できないことはやめて頂きたいと思います。組合に普及を求めて、私たち組合員が後で不利益を被る様な状況にはしないで頂きたいことを切に、お願ひさせて頂きます。

◇昨今、話題となっております【加熱式たばこの取扱い】について、申し上げます。最近は、加熱式たばこをご利用のお客様を、店内でもよくお見受けするようになりました。

・改正健康増進法では、紙巻きたばことは、区分した措置が取られており、飲食可能な喫煙席が認められています。100m²超のお店にとりましては、加熱式たばこのお客様は、少なくとも残って頂ける状況が出来たと歓迎しております。現在、区画された喫煙席を設置している100m²以上のお店においても、改正健康増進法どおりであれば、飲食可能な加熱式たばこ専用の喫煙席として転用でき、これまでの投資を無駄にせず、活用することができます。一度に、紙巻たばこのお客様、加熱式たばこのお客様を失うことになると、お店の経営にとりまして、事は重大です。是非とも、加熱式たばこに対する改正健康増進法の措置は維持して頂きたくお願いいたします。

◇昨今では、東京とは違った関西の雰囲気、食文化を目的に、多くの訪日外国人客がいらっしゃいます。【訪日外国人客対応】についても、触れさせて頂きます。

・資料3をご覧ください。訪日外国人ランキングと喫煙率から見ても、訪日外国人客の喫煙率は、概して、日本人と同等、もしくは、より高い状況にあることがわかります。全国統一の法令、基準のも

とで、訪日外国人客が、喫煙できるお店を、幅広く整備することが、顧客サービスの向上のためにも、間違いではないことが伺えます。

・諸外国においては、通常、路上等の屋外において、喫煙することができます。訪日外国人客は、本国では吸えるはずの屋外路上において、禁止地区があることすらご存じないかもしれません。屋外の公衆喫煙所の整備を進めていくことも、今後の行政課題のひとつではないでしょうか。

◇最後は、お金の話です。【助成金制度】について、お願いがございます。飲食・宿泊施設において、決して望む所ではありませんが、新たな設備投資が求められるような事態となれば、十分な経済的支援の検討も同時にお願いたします。東京都においては、厳しい条例が制定された一方で、中小事業者への手厚い助成金も確保されています。喫煙室設置に対して、上限 300 万円、90% もの助成がおこなわれるとお聞きしています。

例えば、大阪府における宿泊税は、すべて、観光施設の整備などの観光の振興を図る施策に使用されていると聞いております。これと同様に多額のたばこ税についても、少なくとも 70%は喫煙場所を提供する店舗へのスペース賃料としてなど喫煙環境整備を図る施策に還元すべきです。

以上、思いのまま述べさせて頂きましたが、やはり、当連合会は、将来はともかく、このタイミングでの大阪府の条例制定には、賛同することができません。改正健康増進法の普及促進が、何よりも優先して、飲食業界において、今、取組まねばならない課題であるとの考えにかわりはありません。望まない受動喫煙は、大変重要な課題であることは十分承知しており、今後も精一杯、業界として取組む所存であります。